平成20年4月

後期高齢者医療制度が始まります

75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の皆さんが加入する

平成20年4月から、老人保健制度に代わり、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上のすべての人を被保険者とする、新しい高齢者の医療制度「後期高齢者医療制度」が始まります。

これまでは、国民健康保険や政府管掌健康保険、健康保険組合などの被用者保険に、被保険者もしくは被扶養者として加入しながら、老人保健制度の受給者として医療を受けていましたが、これらの被用者保険を脱退して、後期高齢者医療制度に新たに加入することになります。

同制度の運営は、兵庫県では県内の全市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」）が行います。具体的には、広域連合は被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付等を、各市町は保険料の徴収や被保険者証の引渡し、各種申請の受付などの窓口業務を行うことになります。

【問合せ先】市高齢者医療保険グループ（0798・35・3110）または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（078・326・2612ホームページhttp://www.kouiki-hyogo.jp）

被保険者

75歳（一定の障害のある人は65歳）以上のすべての人は、後期高齢者医療制度に被保険者として加入し、個々に保険料を納めるとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、医療を受けることになります。

被保険者になる日は、75歳の誕生日当日（65歳以上で一定の障害のある人は、広域連合の障害認定を受けた日）です。ただし、平成20年3月31日現在、老人保健制度の受給者である場合は、20年4月1日になります。

保険料

保険料率は、広域連合が決定し、原則県内均一になります。初年度の保険料率は、平成19年11月ごろに決定される予定です。被保険者個人の保険料は、19年中の所得により決まります。

保険料は、原則として年金が年額18万円以上の人は年金からの天引きに、それ以外の人は、個別に口座振替か納付書で金融機関に納めることになります。

被保険者証（保険証）

従来の被保険者証と老人保健法医療受給者証の2枚に代わり、後期高齢者医療制度独自の被保険者証が1人に1枚交付されます。

自己負担割合

医療機関窓口での医療費の自己負担は1割負担になります。ただし、現役並み所得者（※）は3割負担になります。

※現役並み所得者…同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる人。ただし、同一世帯の後期高齢者医療被保険者の収入合計が、2人以上世帯で520万円未満、1人世帯で383万円未満である場合、申請により1割負担になります

給付内容

老人保健制度と同様の給付のほかに、葬祭費の支給等も行います。

（注）以上の内容は、現時点での国の資料にもとづくもので、今後変更される場合があります

老人保健法医療の受給

問合せは高齢者医療保険グループ（0798・35・3154）へ

負担割合が変更になった人に「老人保健法医療受給者証」を送付

市は、老人保健法医療受給者証の負担割合が変更になった人に、新しい受給者証を送付しました。負担割合が変更にならない人は、引き続き、今までお持ちの受給者証で受診できます。

《負担割合について》

負担割合は、所得に応じて異なります（別表参照）。老人保健法医療受給者または同じ世帯に属する70歳以上の人のなかに、平成19年度市民税課税標準額が年額145万円以上の人がいる世帯に属する人は、3割に該当し、それ以外の人は1割に該当します。

なお、3割に該当する人でも、同一世帯の高齢者（70歳以上の人および老人保健法医療受給者）の収入合計が次の基準の人は、基準収入額適用申請書（確定申告書等の必要書類を添付）の提出により、負担割合もしくは1カ月の自己負担限度額が下がります。

【収入基準】①1割負担で「一般」の区分になる人…収入合計額が高齢者1人世帯では383万円未満、2人以上世帯では520万円未満▽②3割負担で、自己負担限度額が「一般」の区分になる人…収入合計額が高齢者1人世帯では383万円以上484万円未満、2人以上世帯では520万円以上621万円未満

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付

市は、平成19年8月1日から20年3月31日まで有効の「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）を該当者に送付しました。入院中または入院する場合は、必ず減額認定証を医療機関に提示してください。

また、有効期限が7月31日までの減額認定証を持っていた人で、8月1日以降の交付について手続きが必要な人に案内文を送付しています。なお、19年1月1日現在、市外に住民登録をしていた場合は、高齢者医療保険グループへ問い合わせてください。

適用区分は次のとおりです。

《低所得区分Ⅰ》

対象は、同一世帯の全員が市民税非課税である人。一部負担金・食事標準負担額は別表のとおり。

《低所得区分Ⅱ》

対象は、同一世帯の全員が市民税非課税で、その世帯各人の所得（年金所得は年金控除額を80万円として計算）が0円になる人、または老齢福祉年金受給者。一部負担金・食事標準負担額は別表のとおり。

市民税非課税で、その世帯の世帯員が課税者の場合でも、その課税者すべてが平成17年1月1日現在65歳以上で、18年中の合計所得額が125万円以下である場合には、申請者である非課税者は「低所得区分Ⅱ」として適用されます。新たに低所得区分に該当する場合は、お問い合わせください。

別表　負担割合と1カ月（月の1日～末日）の自己負担限度額など

区分		負担割合	自己負担限度額 外来（個人ごと）の限度額	自己負担限度額 外来＋入院（世帯ごと）の限度額	入院時の食事代の標準負担額（1食）
現役並みの所得がある方	受給者証の負担割合…3割	3割	4万4400円	8万100円＋医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。過去12カ月間に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円	260円
現役並みの所得がある方	受給者証の負担割合…3割（自己負担限度額「一般」適用）	3割	1万2000円	4万4400円	260円
一般		1割	1万2000円	4万4400円	260円
低所得区分Ⅱ		1割	8000円	2万4600円	90日までの入院 210円
低所得区分Ⅱ		1割	8000円	2万4600円	90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）160円 ※申請が必要です
低所得区分Ⅰ		1割	8000円	1万5000円	100円

税制改正にともなう、70歳以上の市民税非課税者への経過措置

入院時の食事代等を減額

市は、税制改正にともなう経過措置として、次の要件を満たす国民健康保険加入者に、入院時の自己負担限度額と食事療養費が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。交付には申請が必要ですので、国民健康保険証と印鑑を持参のうえ、国民健康保険グループ（市役所本庁舎1階☎0798・35・3120）で手続きしてください。※老人保健法医療受給者は高齢者医療保険グループ（0798・35・3192）、国民健康保険以外の健康保険加入者は加入保険の窓口へ問合せを

【交付要件】老年者にかかわる住民税非課税措置の廃止により住民税が課税される人（平成17年1月1日現在65歳以上で、18年中の合計所得額が125万円以下の人）と同世帯に属する70歳以上の市民税非課税者で、ほかに課税者がいないこと

上半期消防概況まとまる

消防局は、今年上半期（1月～6月）の火災と救急、救助の概況をまとめました。

問合せは消防局（0798・26・0119…火災・救助関係は消防課、救急関係は救急課）へ。

◈**火災**　出火件数は106件で、前年同期に比べ43件増加しています。その半数以上を「放火（疑いを含む）」による火災が占めています。火災による死者は1人でした。損害額は約5282万円で、1日あたり約29万円が灰になったことになります。

◈**救急**　救急出動件数は9387件で、前年同期より314件増加しています。1日あたり51・9件、27分に1件の割合で救急車が出動したことになります。医療機関へ搬送された傷病者は8512人で、市民56人に1人の割合になります。

◈**救助**　救助出動件数は113件（前年同期99件）で、このうち75件の救助活動を実施、78人を救助しました。事故種別でみると、交通事故が前年より増加しています。

広告

借金問題でお悩みの方、費用分割可

債務整理（自己破産、個人再生、任意整理）

過払い金請求をお考えの方は

是非ご相談下さい。

甲東園法務司法書士事務所

完全電話予約制 0798-54-3259

■電話受付時間：平日9時～17時（土日祝休み・不定休有り）

阪急今津線甲東園駅徒歩2分／コインパーキング（有料）が近くにあります。